

様式 1

事業報告書

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 美樹会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 静岡県静岡市駿河区中原930-1

(3) 設立認可年月日 平成 23 年 3 月 11 日

(4) 設立登記年月日 平成 23 年 3 月 30 日

(5) 役員

理事長 近藤直樹 理 事 近藤真由美

理事 近藤直人 理 事 植木かれん

監 事 谷藤 聡史

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診 療 所	マリアの丘クリニック 221-4210953	静岡県静岡市駿河区中原930-1	0床

(2) 附帯業務 (なし)

(3) 収益業務 (該当なし)

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 31 日 令和 6 年度決算の決定

令和 8 年 3 月 31 日 令和 8 年度の事業計画及び収支予算の決定

理事長の重任

様式 2

法人名 医療法人社団 美樹会

※医療法人整理番号

所在地 駿河区中泉 930-1

静岡県静岡市

財 産 目 録

(令和 8年 3月31日現在)

1. 資 産 額	222,219 千円
2. 負 債 額	5,242 千円
3. 純 資 産 額	216,977 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	108,553
B 固 定 資 産	113,665
C 資 産 合 計 (A + B)	222,219
D 負 債 合 計	5,242
E 純 資 産 (C - D)	216,977

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 美樹会

※医療法人整理番号

所在地 駿河区中原 930-1

静岡県静岡市

貸 借 対 照 表

(令和 8年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	108,553	I 流 動 負 債	5,242
II 固 定 資 産	113,665	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	1,823	負 債 合 計	5,242
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	111,842	科 目	金 額
		I 基 金	16,970
		II 積 立 金	200,007
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	216,977
資 産 合 計	222,219	負債・純資産合計	222,219

法人名 医療法人社団 美樹会

※医療法人整理番号

所在地 駿河区中原 930-1静岡市

損 益 計 算 書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	109,051
2 事業費用	112,739
本来業務事業損失	3,688
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	3,688
II 事業外収益	5,350
III 事業外費用	358
経常利益	1,303
IV 特別利益	0
V 特別損失	560
税引前当期純利益	742
法人税等	2,883
当期純損失	2,140

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 美樹会

理 事 長 近藤直樹 殿

私は、医療法人美樹会の令和 7 会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日迄）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告致します。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 5 日

医療法人社団美樹会

監 事 谷藤 聡史

